

【公式】江田島市消防団インスタグラム運用要領

1 目的

この要領は、江田島市消防団が、スマートフォン向け写真共有アプリケーション上に開設するインスタグラムのアカウントについて、その運用に係わる基本的事項及びアカウント利用に関して必要な事項を定める。

2 ソーシャルメディアの種類

インスタグラム

3 アカウント名, URL, アカウント運用者

- | | |
|---------------|---|
| (1) アカウント名 | 【公式】江田島市消防団 |
| (2) ユーザーネーム | shobodan_etajima_city |
| (3) アカウント URL | https://www.instagram.com/shobodan_etajima_city/ |
| (4) アカウント運用者 | 江田島市消防本部総務課消防団係 |
| (5) 運用管理責任者 | 江田島市消防本部総務課長 |

4 情報発信

- (1) 当市消防団が実施又は参加する各種訓練、イベントなどに関する情報。
- (2) 当市消防団員の募集に関する情報。
- (3) 前号に掲げるもののほか、アカウントに掲載する情報として運用管理責任者が適当と認めるもの。

5 運用方法

- (1) 投稿時間
原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、必要に応じて、それ以外の時間に発信することもある。
- (2) コメント等への返信
個別の回答は行わない。

6 利用者の遵守事項

利用者は、アカウントの利用に際して、次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。なお、利用者による投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、利用者に通知することなく、投稿の全部または一部を削除することがある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの。
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの。
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの。
- (4) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。

- (6) 出資，寄付，資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為。
- (7) 他者へのなりすましによる虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの。
- (8) 有害なプログラム，ファイル等を発信するもの。
- (9) 著作権，商標権，肖像権等の知的所有権を侵害するもの。
- (10) その他，当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等。

7 知的所有権の扱い

掲載している写真，イラスト，音声，動画及びコメント等については，知的所有権を適用し，当課に帰属するものとする。また，内容について「私的使用のため複製」や「引用」など著作権上認められた場合を除き，無断で複製，転用してはならない。

8 免責事項

当課は，アカウントを通じて利用者から提供される情報について，その正確性，完全性，合法性その他の保証は一切しないものとし，掲載された当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても，当課は一切責任を負わないものとする。

9 個人情報の取り扱い

掲載する情報は，江田島市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱う。

10 その他

- (1) 運用管理者責任者は，利用者の同意を得ることなく本要綱の内容を変更することができるものとする。
- (2) この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，運用管理者責任者が別に定める。

附則

この要領は，令和3年4月1日から施行する。